

北九州ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業に係る 環境保全に関する協定書

北九州市（以下「甲」という。）と日本環境安全事業株式会社（以下「乙」という。）は、乙のポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業（以下「処理事業」という。）の実施に当たり、北九州市環境基本条例（平成12年北九州市条例第71号）第12条の規定に基づき、次のとおり環境保全協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙が北九州市内で行う処理事業に伴う環境への負荷の低減を図ることにより、環境への汚染を未然に防止するとともに、良好な生活環境を確保し、もって市民の健康の保護及び地球環境の保全に資することを目的とする。

（乙の責務等）

第2条 乙は、甲が環境省に対して示した北九州市におけるPCB処理事業に係る条件及びこれに対する環境省の回答（平成13年10月11日付環産第430号）を踏まえ、安全かつ適正に事業を実施する責務を有する。

2 乙は、甲が行う環境保全に関する施策及び調査に対し積極的に協力するものとする。

（総合的環境保全対策の推進）

第3条 乙は、乙の北九州事業所における処理事業に関して、認定された環境マネジメントシステムを維持し、総合的な環境保全対策の推進に努めるものとする。

（廃棄物の受入れ）

第4条 乙は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「PCB廃棄物」という。）の受入れについては、環境への影響を及ぼさないよう、甲と協議の上、受入基準及び受入計画（以下「受入基準等」という。）を

定め、当該受入基準等に基づき適切に行うものとする。

(P C B 廃棄物処理施設の運転管理)

第 5 条 乙は、 P C B 廃棄物の安全かつ適正な処理を行うため、 P C B 廃棄物処理施設(以下「処理施設」という。)の稼働に当たっては、運転操作手順書及び維持管理手順書を整備し、当該手順書に基づき、適切な運転管理を行うものとする。

(大気汚染防止対策)

第 6 条 乙は、 P C B 等の大気汚染物質が処理施設から漏洩しないよう防止策を講じるとともに、排出にあたっては別表に定める値の達成に努めるものとする。

2 乙は、処理施設において発生する排気の色及び排気中の大気汚染物質の色について、できる限り削減するよう努め、発生した排気については適正に処理した後に排出するものとする。

(水質汚濁防止対策)

第 7 条 乙は、水質の汚濁の防止策として、生活排水等の排水(以下「排水」という。)による汚濁の負荷をできる限り削減するよう努め、公共下水道へ排水を放流するものとする。

(騒音及び振動防止対策)

第 8 条 乙は、機器の使用に当たっては、騒音及び振動の発生防止に十分配慮し、適切な措置を講じるものとする。

(悪臭防止対策)

第 9 条 乙は、処理事業の実施に当たっては、悪臭の発生防止に十分配慮し、適切な措置を講じるものとする。

(廃棄物対策)

第 10 条 乙は、処理事業に伴い発生する廃棄物を抑制し、再資源化等による廃棄物の削減に努める等自らの責任による適正な処理を行

うものとする。

(地球温暖化防止対策)

第11条 乙は、地球温暖化の防止に資するため、処理事業の実施に当たっては、二酸化炭素等の温室効果ガスの排出抑制に努めるものとする。

(緑地の整備)

第12条 乙は、処理施設の建設に当たっては、25パーセント以上の緑地の確保に努めるものとする。

(環境影響の把握等)

第13条 乙は、処理事業に係る環境モニタリング計画を策定し、当該計画に基づき処理事業が環境に及ぼす影響の状況についての的確に把握するものとする。

2 乙は、前項の規定により環境に及ぼす影響の状況について把握した結果に基づき、処理施設の運転管理等について適切な措置を講じるものとする。

(測定結果等の報告)

第14条 乙は、前条第2項の環境に及ぼす影響の状況について把握した結果を遅滞なく甲に報告するものとする。

2 乙は、前項の規定により報告するときは、処理施設の運転管理等の状況が分かる資料を併せて提出するものとする。

(運転の停止及び再開)

第15条 甲は、処理施設の運転管理等について、環境の保全上支障があると認めるときは、乙に対し処理施設の一部又は全部の運転を停止し、その原因調査等を行うよう指示することができる。

2 乙は、前項の規定による指示を受けたときは、直ちに、処理施設の一部又は全部の運転を停止するとともに原因の調査を行い、その対策を講じた後、その結果を甲に報告するものとする。

- 3 甲は、前項の規定による報告を受けたときは、運転再開の可否を決定し、乙に通知するものとする。

(事故発生時等の措置)

第 1 6 条 乙は、緊急措置手引書を整備し、天災その他不慮の事故が発生した場合については、当該手引書に従い、直ちに対応策をとらなければならない。

- 2 万一、事故が発生したことにより、法令で定める有害物質が外部に流出し、又は流出するおそれが生じた場合は、直ちに甲にその旨を報告するとともに処理施設の一部又は全部の運転を停止し、有害物質が外部に流出しないよう必要な措置を講じて、その原因調査等を実施しなければならない。
- 3 乙は、前項の規定により講じた必要な措置及び原因調査等の結果を甲に報告するものとする。
- 4 甲は、前項の規定による報告を受けたときは、関係行政機関の調査、報告等を総合的に勘案して、運転再開の可否を決定し、乙に通知するものとする。

(計画等の承認)

第 1 7 条 乙は、P C B 廃棄物受入基準等、第 1 3 条の環境モニタリング計画及び第 1 6 条の緊急措置手引書の作成に当たっては、あらかじめ甲の承認を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(情報の公開)

第 1 8 条 乙は、処理実績、環境モニタリングの結果その他処理事業に関する情報の共有化を図るため、原則として市民及び処理事業に関係する者に対し、インターネット等の方法により当該情報を公開するものとする。

- 2 乙は、市民に処理施設を積極的に公開し、処理事業に対する市民の理解の促進に努めるものとする。

(市民への対応)

第19条 乙は、処理事業の実施に伴い、環境の保全に関して市民からの苦情があった場合には、当該苦情が乙の責めによるものであるときは、自らの責任において適切に対処するものとする。

(報告及び立入検査)

第20条 甲は、環境の保全上必要があると認めるときは、乙に処理事業に関する報告を求め、又は処理施設の運転状況等进行检查させるため、甲の職員に乙の事業所に立ち入らせることができるものとする。

(協議)

第21条 この協定書に定めのない事項等について疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

別表

項目	協定値
P C B	0 . 0 1 m g / m ³ _N 以下
ダイオキシン類	0 . 1 n g - T E Q / m ³ _N 以下
硫黄酸化物 (1)	K 値 (2) = 1 . 0 以下 : 1 時間平均
窒素酸化物 (1)	2 3 0 p p m 以下 : 1 時間平均
塩化水素 (1)	2 5 0 p p m 以下 : 1 時間平均
ばいじん (1)	0 . 0 5 g / m ³ _N 以下 : 1 時間平均

(1) P C B 汚染物等処理設備 (プラズマ溶融分解) からの排気のみ

(2) K 値とは大気汚染防止法施行規則第3条第1項に定める硫黄酸化物の排出基準値

上記協定締結の証として、本書 2 通を作成し、双方署名の上、各自 1 通を保有する。

平成 1 9 年 1 0 月 1 9 日

甲 北九州市長

乙 日本環境安全事業株式会社
代表取締役社長